

ブロック塀等撤去助成について

板橋区では、「危険なブロック塀等の撤去を促進し、区民の安心・安全を守る」ということを目的とし、危険なブロック塀等の撤去に対し、助成金を交付しています。

助成対象

- ① ブロック塀等の高さ 1.2m以上
- ② 板橋区の区域内の道路等に面していること
- ③ 一定規模以上、区で危険性があることを認めたもの

上記の①～③の条件を原則、全て満たすこと。

※ 道路等とは、建築基準法第 42 条、道路法第 2 条第 1 項に規定する道路及び板橋区管理通路条例第 2 条に規定する区管理通路のことをいう。

※ ブロック塀等とは、石造、コンクリートブロック造、コンクリート造その他組積造による塀及びこれらの基礎をいう。

助成対象者

- ◆ 助成を受けるブロック塀等の所有者
- ※ その土地、建物の売買・賃貸を行う事業目的者は対象となりません。

助成金額

- ◆ 撤去されるブロック塀等の 1 m²あたり 40,000 円の助成とする。
- ◆ 上限額は、300,000 円（角地は、上限額 450,000 円）とする。
- ※ ただし、実際の撤去工事に要した費用が上記の上限額を下回る場合は、実際の撤去工事に要した費用を助成金の額とする。

助成期間

- ◆ 平成 32 年 3 月 31 日までで終了
(助成は年度区切りとし、この期限までに全ての助成手続きを完了していること。)

手続きの流れ

※申請は工事の始まる前に行ってください。
工事着手後の申請は助成対象になりません。

事前相談

- ・制度の説明と相談を受け付けします

事前調査

- ・申請前に担当職員が現地を確認します

申請

【申請書に必要な書類】

- ・助成金交付申請書 ・工事場所の案内図、配置図(高さ及び長さを記入したもの)
- ・工事前の写真 (撤去予定のブロック塀の写真)
- ・見積書(施工業者の見積書※内訳書を添付)
- ・申立書(ブロック塀等の所有について)

決定通知

- ・区が助成金の交付が適当と認めた場合に通知します

工事着手

←----- 施工前・中・後の工事写真を撮って下さい

工事完了

完了届

【完了届に必要な書類】

- ・実績報告書 ・工事写真(道路等からみた施工前・中・後の写真)
- ・領収書の写し(施工業者からの工事に関する領収書の写し※内訳書を添付)
- ・完了届のとおり施工できているか現地を検査します

完了検査

確定通知

- ・完了届の審査及び完了検査の結果、適合すると認めた場合に通知します

交付請求

【請求書に必要な書類】

- ・助成金交付請求書 ・口座振替依頼書 (申請者の指定した口座に振込む為のもの)

交付

- ・振替依頼のあった口座に助成金が振り込まれます

【連絡先】

ブロック塀等撤去助成について (板橋区役所 都市整備部 建築指導課 監察グループ)

〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1 (北館5階 16番窓口) ☎03-3579-2578 (直通)

※危険なブロック塀等を撤去後に、生垣などを整備する接道部緑化工事助成については、下記にお問い合わせください。

接道部緑化助成について (板橋区役所 土木部 みどりと公園課 緑化推進グループ)

〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1 (南館5階 22番窓口) ☎03-3579-2533 (直通)